

## 劇場・音楽堂等に対する国の支援

○優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業 【平成23年度概算要求額：2605百万円】  
(平成22年度予算額：1600百万円)

## 概要

劇場・音楽堂が中心となり、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む、音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の制作、教育普及、人材育成、劇場・音楽堂スタッフの人材交流等を支援。

## 対象

## 1. 重点支援劇場・音楽堂

我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力となる劇場・音楽堂の自主企画制作公演、教育普及事業、人材育成事業を支援。

## 【申請者の要件】

- ・(1) に該当するものであり、かつ、(2) の要件すべてを満たす者。
- (1) 文化の振興普及に係る活動を主たる目的とした劇場・音楽堂を設置する、又は、管理運営する者で、次の要件のいずれかを満たす者。ただし、指定管理者制度を導入している劇場・音楽堂については、設置者及び指定管理者の連名により申請すること。
  - ・地方公共団体又は法人格を有する者
- (2)
  - ① 原則、過去3年間にわたり、舞台芸術に関する年間の事業数が、自主企画制作公演を10件、教育普及事業を5件以上実施していること。
  - ② 芸術監督又は主催公演の芸術的内容に関する責任者を配置していること。
  - ③ アートマネジメント人材及び舞台技術スタッフが専任で配置されていること。
  - ④ 施設利用者が10万人を超えていること。
  - ⑤ 会計責任者とは別に本支援事業に係る会計関係書類のチェックを行う監査責任者を置き、会計処理が適正かつ正確に行える体制を有している者であること。

※自主企画制作公演は、再演を含む。

※施設利用者は、舞台芸術公演鑑賞者、アウトリーチ等での参加者を含むが、劇場・音楽堂スタッフ、美術館等との複合施設の場合、美術館等の入場者は除く。

## 2. 地域の中核劇場・音楽堂

都道府県内における舞台芸術の振興を牽引するリーダー的役割を担う劇場・音楽堂が地域住民や芸術団体とともに取り組む舞台芸術に関する公演、教育普及事業、人材育成事業に対して支援。

### 【申請者の要件】

- ・以下の（１）及び（２）のいずれかに該当し、（３）の要件を満たす者。
  - （１）文化の振興普及に係る活動を主たる目的とした劇場・音楽堂を設置する、又は、管理運営する者で、次の要件のいずれかを満たす者。ただし、指定管理者制度を導入している劇場・音楽堂については、設置者及び指定管理者の連名により申請すること。
    - ・地方公共団体又は法人格を有する者
  - （２）文化の振興普及に係る活動を主たる目的とした劇場・音楽堂を管理運営する者、地方公共団体、芸術関係者、地域住民の代表者などで構成された実行委員会。
  - （３）会計責任者とは別に本支援事業に係る会計関係書類のチェックを行う監査責任者を置き、会計処理が適正かつ正確に行える体制を有している者であること。

## 3. 共同制作公演

複数の劇場・音楽堂が複数の芸術団体（国内に限る）と共同で行う現代舞台芸術（音楽、舞踊、演劇）の新たな創造活動（新作、新演出、新振付、翻訳初演等）による公演に対して支援。

### 【申請者の要件】

#### ○劇場・音楽堂

- ① 文化の振興普及に係る活動を行うことを主たる目的として国内に設置された劇場・音楽堂を設置する、又は管理運営する者で、次の要件のいずれかを満たす者。
  - ア 地方公共団体又は法人格を有する者
    - ※指定管理者制度を導入している劇場・音楽堂が申請する場合、設置者との連名は不要。
- ② 芸術監督又は主催公演の芸術的内容に関する責任者を配置していること。
- ③ 舞台芸術に関する企画・制作について相当の実績を有すること。
- ④ 会計責任者とは別に本支援事業に係る会計関係書類のチェックを行う監査責任者を置き、会計処理が適正かつ正確に行える体制を有している者であること。

#### ○芸術団体(略)